**平成２７年（フ）第１５号**
岩手県下閉伊郡岩泉町門字国見202番地２、旧住所東京都大田区矢口２丁目28番11―204号
債務者　藤根　　浩
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午前11時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

**平成２７年（フ）第３８１号**
静岡市駿河区大谷１丁目15番16号　パークサイドおおやＢ202号
債務者　山内　大輔
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月２日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第３９３号**
静岡市葵区瓦場町129番地
債務者　杉山　　寛
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月２日午後１時15分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第４０９号**
静岡県藤枝市志太２丁目11番26号
債務者　柴田　一雄
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第５２号**
広島県三次市三良坂町三良坂1006番地１
破産者　原田　省二
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

**平成２７年（フ）第１号**
広島県三次市三和町下板木685特別養護老人ホーム喜楽園、住民票上の住所広島県庄原市東本町３丁目７番11号
破産者　藤本和洋紙店こと　藤本壽惠子
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

**平成２６年（フ）第７０号**
神奈川県秦野市萩が丘７番28号、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市栢山1044
市川房江方
破産者　鈴木　　剛
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第１０２号**
神奈川県愛甲郡愛川町角田1283番地の１　吉川アパート201
破産者　川満　真味
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第１４０号**
静岡県伊豆の国市長岡63―１高野マンション303、住民票上の住所神奈川県平塚市大神2573番地の６　リバーサイドダイヤモンドマンション706
破産者　髙楯　克明
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第１９９号**
神奈川県平塚市入野358番地の２、前住所神奈川県小田原市中里76番地の２　アメージングエステートⅠ　101号室
破産者　根岸美保子（旧姓西澤）
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第２８号**
新潟県見附市明晶町2063番地２、住民票上の住所新潟県見附市明晶町2060番地19
破産者　今井　智義
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２６年（フ）第４８号**
新潟県見附市本町３丁目11番43号
破産者　坂田　亮一
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２６年（フ）第２７１号**
長野県松本市大字島内2935番地１
破産者　小原　健太
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２６年（フ）第４３８２号**
大阪市東住吉区針中野２丁目７番11号
破産者　小川　　功
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４６３８号**
大阪府茨木市中穂積１丁目２番103号、事業所所在地大阪府茨木市西駅前町４番Ｂ―119
破産者　治兵衛こと　齊藤　好幸
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１０２号**
大阪府東大阪市荒本北２―２―37　ハイムリップルパートⅤ802号室、住民票上の住所大阪市住之江区御崎４丁目11番10―404号
破産者　村山　　実
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部